

議案第 12 號

三朝町座課設置條例制定についで

三朝町座課設置條例を次のように制定するものとする
昭和二十九年六月十五日提出

三朝町長 坂出 雅



昭和

年

六月十五日

日議決

昭和廿九年

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉



三朝町室課設置條例

第一條 地方自治法第百五十八條第六項の規定に基き町長の権限に属する事務を
分掌させるため次の室並に課を置く

出納室

統務課

稅務課

觀光土木課

農林課

厚生課

第二條 各室課の分掌する事務は三朝町役場規程で定める

附則

- 1 この條例は公布の日から施行し昭和二十九年四月一日より適用する
- 2 三朝町室課設置條例(昭和二十八年三朝町條例第八號)は廃止する